



## クーリング・オフっていうのはね

クーリング・オフとは、一定期間内であれば消費者が無条件で契約の解除ができる制度です。支払ったお金は戻ってきますし、受け取っている商品は業者の負担で返すことができます。クーリング・オフ期間は、取引の方法によって違います。また、クーリング・オフができない契約や商品がありますので、くわしくは消費生活センターにご相談ください。

クーリング・オフできる取引		期 間
訪問販売	店舗等以外の場所で契約する取引(自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法なども含む)	8日間
電話勧誘販売	自宅や職場に勧誘電話がかかり契約した取引	書面が届いた日から8日間
特定継続的役務提供	エステ・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6業種	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	他の人を加入させれば利益が得られると言って、商品やサービスを契約させる取引	20日間
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	仕事を提供するので収入を得られると勧誘し、そのために必要だからと商品や役務を契約させる取引	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で、物品を事業者が消費者から買い取る取引	8日間

※期間には契約書を受け取った日も含みます。

### 注意事項

- クーリング・オフは発信主義です。はがきを出した時点でクーリング・オフの効果が発生します。はがきを出したことを証明するために「はがきのコピー」「特定記録郵便の受領書」は大切に保管しましょう。
- クーリング・オフをした理由を事業者から尋ねられても答える必要はありません。
- 受け取っている商品は、事業者の指示に従って返します。商品の引き取りにかかる費用や違約金の請求に応じる必要はありません。
- クレジット契約をした場合は、同時にクレジット会社にもクーリング・オフのはがきを出しましょう。

## クーリング・オフ はがき

(裏面)

### 契約解除通知

左記の契約は解除します。

契約年月日 平成 年 月 日

商 品 名

販 売 会 社

販 売 会 社 住 所

なお、支払済の  
貴社の負担で商品を引き取ってください。  
円を返金し、

氏 名 住 所

平成 年 月 日

(表面)

- ①はがきを**両面コピー**する。
- ②郵便局の窓口で  
**「特定記録郵便」**で出す。
- ③「はがきのコピー」  
「②の受領書」を保管する。

--	--	--	--	--	--	--	--

市 町 番 地

会 社 御 中